

平成30年度定期監査の結果報告書

令和2年1月

沖縄県監査委員

目 次

<財務・事務に関する事項>

第1	監査の概要	1
第2	監査の結果	7
第3	監査所見	12
第4	部局別の指摘事項	
	【各部局共通】	15
	【知事公室】	15
	【総務部】	15
	【企画部】	16
	【環境部】	16
	【子ども生活福祉部】	17
	【保健医療部】	17
	【農林水産部】	19
	【商工労働部】	21
	【文化観光スポーツ部】	22
	【土木建築部】	22
	【出納事務局】	24
	【病院事業局】	24
	【教育庁】	25
	【警察本部】	26

<工事等に関する事項>

第1	監査の概要	27
第2	監査の結果及び所見	28

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度

平成30年度

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

(ア) 未収金の債権管理について

(イ) 備品の適正な管理について

イ 事務に関する事項

(ア) 防火管理体制について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	6	6	5	1
総 務 部	17	17	16	1
企 画 部	8	8	8	0
環 境 部	6	6	6	0
子ども生活福祉部	21	21	19	2
保 健 医 療 部	16	16	15	1
農 林 水 産 部	43	43	43	0
商 工 労 働 部	13	13	13	0
文化観光スポーツ部	9	9	9	0
土 木 建 築 部	23	23	23	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	9	9	6	3
病 院 事 業 局	8	8	8	0
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	102	102	60	42
警 察 本 部	46	46	38	8
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合 計	337	337	279	58

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関は、次のとおりである。

実地監査は、平成31年1月15日から令和元年8月21日までの間で実施した。

監査実施機関		監査実施期日		監査実施機関		監査実施期日	
総務部	知事公室 本庁各課	令和元年6月3～4日	保健医療部	本庁各課	令和元年6月5～7日		
		〃 8月7日			〃 7月31日		
	本庁各課	〃 6月10～12日		北部保健所	平成31年2月20日		
		〃 8月9日			〃 3月11日		
	総務事務センター	〃 7月2～4日		中部保健所	〃 2月15日		
		〃 8月9日			〃 3月12日		
	宮古事務所各課	平成31年4月23～24日		南部保健所	〃 2月13日		
		令和元年5月9日			〃 3月11日		
	八重山事務所各課	〃 5月16～17日		宮古保健所	〃 3月13日		
		〃 6月27日			令和元年5月10日		
東京事務所	平成31年2月4日	八重山保健所	平成31年3月14日				
	〃 3月5日		令和元年5月22日				
名護県税事務所	〃 4月17日	看護大学	〃 5月9日				
	令和元年5月22日		〃 6月14日				
コザ県税事務所	平成31年4月16日	衛生環境研究所	平成31年3月14日				
	令和元年5月23日		令和元年5月20日				
那覇県税事務所	平成31年4月25日	総合精神保健福祉センター	平成31年3月7日				
	令和元年5月24日		〃 4月24日				
自動車税事務所	〃 6月21日	中央食肉衛生検査所	〃 3月15日				
	〃 7月24日		令和元年5月8日				
企画部 本庁各課	〃 7月9～12日	本庁各課	令和元年7月16～19日				
	〃 8月1日		〃 8月8日				
環境部	本庁各課	〃 6月3～4日	北部農林水産振興センター各課	平成31年2月15、19～22日			
		〃 7月23日		〃 4月15日			
	動物愛護管理センター	平成31年3月12日	宮古農林水産振興センター各課	令和元年5月28～31日			
		令和元年5月27日		〃 6月18日			
子ども生活福祉部	本庁各課	〃 7月30日～8月2日	八重山農林水産振興センター各課	〃 5月21～24日			
		〃 8月21日		〃 6月27日			
	北部福祉事務所	平成31年2月19日	農業研究センター	平成31年3月15日			
		〃 4月22日		令和元年5月24日			
	中部福祉事務所	〃 2月18日	農業研究センター名護支所	平成31年3月14日			
		〃 4月18日		令和元年5月16日			
	南部福祉事務所	〃 2月12日	農業研究センター宮古島支所	平成31年3月5日			
		〃 3月1日		令和元年5月10日			
	宮古福祉事務所	〃 3月12日	農業研究センター石垣支所	平成31年3月7日			
		令和元年5月9日		令和元年5月29日			
	八重山福祉事務所	平成31年3月15日	畜産研究センター	平成31年2月6日			
		令和元年5月22日		〃 3月8日			
	女性相談所	平成31年3月8日	森林資源研究センター	〃 2月5日			
	令和元年5月7日		〃 3月8日				
若夏学院	平成31年3月6日	水産海洋技術センター	〃 3月8日				
	〃 4月19日		令和元年5月30日				
中央児童相談所	令和元年5月15日	水産海洋技術センター石垣支所	平成31年3月6日				
	〃 6月5日		〃 4月16日				
コザ児童相談所	〃 5月14日	海洋深層水研究所	〃 2月21日				
	〃 6月6日		〃 3月18日				
平和記念資料館	平成31年2月28日	中央卸売市場	〃 2月20日				
	〃 4月18日		〃 3月7日				

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日
農林水産部	中央家畜保健衛生所	平成31年3月13日 令和元年5月17日	土木建築部	宮古土木事務所	令和元年5月9～10日 " 6月11日
	家畜衛生試験場	平成31年3月12日 令和元年5月21日		八重山土木事務所	" 5月14～15日 " 6月14日
	家畜改良センター	平成31年2月14日 " 4月22日		下地島空港管理事務所	" 5月8日 " 6月11日
	病害虫防除技術センター	" 3月12日 令和元年5月8日		都市モノレール建設事務所	平成31年4月25日 令和元年5月29日
	中部農業改良普及センター	平成31年3月5日 " 4月24日		下水道事務所	平成31年4月18～19日 令和元年5月29日
	南部農業改良普及センター	" 3月6日 令和元年5月28日	出納事務局		" 7月5日 " 7月23日、8月9日
	農業大学校	" 5月8日 " 6月5日	企業局	本庁各課	" 5月28～30日 " 7月22日
	中部農林土木事務所	平成31年4月23～24日 令和元年5月22日		久志浄水管理事務所	平成31年2月28日 " 4月15日
	南部農林土木事務所	平成31年4月18～19日 令和元年5月23日		北谷浄水管理事務所	" 3月1日 " 4月22日
	南部林業事務所	平成31年2月19日 " 3月12日	病院事業局	本庁各課	令和元年7月25～26日 " 8月20日
栽培漁業センター	" 3月7日 " 4月25日	北部病院		" 6月18～19日 " 7月10日	
商工労働部	本庁各課	令和元年7月9～12日 " 7月31日		中部病院	" 6月18～20日 " 7月11日
	大阪事務所	平成31年2月8日 " 3月6日		南部医療センター・こども医療センター	" 6月26～28日 " 7月24日
	工業技術センター	" 3月6日 " 4月23日		精和病院	" 6月13～14日 " 7月5日
	工芸振興センター	" 3月5日 令和元年5月7日		宮古病院	" 7月11～12日 " 7月30日
	具志川職業能力開発校	平成31年3月8日 " 4月23日		八重山病院	" 7月2～3日 " 7月24日
	浦添職業能力開発校	" 3月7日 " 4月25日	本庁各課	令和元年7月16～19日 " 8月1日	
文化観光スポーツ部	本庁各課	令和元年6月5～7日 " 8月8日	教育庁	国頭教育事務所	平成31年1月24日 " 2月26日
	芸術大学	" 5月10日 " 6月14日		中頭教育事務所	" 2月6日 " 3月13日
	博物館・美術館	平成31年3月1日 " 4月19日		那覇教育事務所	" 2月4日 " 3月7日
土木建築部	本庁各課	令和元年7月23～26日 " 8月20日		島尻教育事務所	" 2月7日 " 3月1日
	北部土木事務所	平成31年4月16～17日 令和元年5月16日		宮古教育事務所	" 2月14日 " 3月4日
	中部土木事務所	平成31年4月23～24日 令和元年5月17日		八重山教育事務所	" 2月22日 " 3月14日
	南部土木事務所	" 5月16～17日 " 6月5日		総合教育センター	" 2月8日 " 4月24日

	監査実施機関	監査実施期日		監査実施機関	監査実施期日
教 育 庁	県立図書館	平成31年2月27日 " 4月24日	教 育 庁	八重山高等学校	平成31年2月21日 " 3月20日
	埋蔵文化財センター	" 2月26日 " 3月12日		中部農林高等学校	" 1月15日 " 2月19日
	本部高等学校	" 1月31日 " 2月26日		八重山農林高等学校	" 2月27日 " 3月20日
	前原高等学校	" 1月22日 " 2月5日		美里工業高等学校	" 1月18日 " 2月5日
	美里高等学校	" 1月23日 " 2月8日		那覇工業高等学校	" 1月17日 " 1月31日
	コザ高等学校	" 1月29日 " 2月19日		南部工業高等学校	" 1月29日 " 2月14日
	北谷高等学校	" 1月30日 " 2月14日		八重山商工高等学校	" 2月26日 " 3月14日
	北中城高等学校	" 1月23日 " 2月12日		那覇商業高等学校	" 1月16日 " 1月30日
	宜野湾高等学校	" 1月22日 " 2月14日		沖縄水産高等学校	" 1月30日 " 2月20日
	西原高等学校	" 1月16日 " 2月7日		泊高等学校	" 1月22日 " 2月6日
	浦添高等学校	" 1月15日 " 1月29日		宮古総合実業高等学校	" 2月15日 " 3月5日
	那覇国際高等学校	" 1月17日 " 1月30日		沖縄盲学校	" 1月24日 " 2月7日
	那覇高等学校	" 1月17日 " 1月31日		沖縄ろう学校	" 1月25日 " 2月8日
	那覇西高等学校	" 1月31日 " 2月21日		名護特別支援学校	" 1月25日 " 3月11日
	開邦高等学校	" 2月1日 " 3月14日		美咲特別支援学校	" 1月18日 " 2月6日
	南風原高等学校	" 1月29日 " 2月18日		美咲特別支援学校 はなさき分校	" 1月17日 " 2月8日
	豊見城高等学校	" 1月18日 " 2月5日		大平特別支援学校	" 1月15日 " 1月29日
	豊見城南高等学校	" 2月1日 " 3月11日		鏡が丘特別支援学校 (" 浦添分校)	" 1月16日 " 2月5日
	知念高等学校	" 1月31日 " 2月14日		沖縄高等特別支援学校	" 1月24日 " 2月18日
	向陽高等学校	" 1月30日 " 2月18日		中部農林高等支援学校	" 1月15日 " 2月19日
糸満高等学校	" 1月23日 " 2月8日	南風原高等支援学校	" 1月29日 " 2月18日		
久米島高等学校	" 2月22日 " 3月18日	開邦中学校	" 2月1日 " 3月14日		

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
警察本部	本部各課	令和元年6月25～28日 " 8月6日	議会事務局 " 7月30日
	警察学校	平成31年2月12日 " 3月14日	監査委員事務局 " 5月28日
	那覇警察署	" 2月28日 " 4月18日	人事委員会事務局 " 6月14日 " 8月19日
	浦添警察署	" 3月1日 " 4月22日	労働委員会事務局 " 5月30日 " 7月30日
	宜野湾警察署	" 2月27日 " 3月28日	選挙管理委員会 " 7月9日 " 8月1日
	嘉手納警察署	" 2月26日 " 4月18日	海区漁業調整委員会事務局 " 7月19日 " 8月8日
	宮古島警察署	" 2月12日 " 3月4日	内水面漁場管理委員会事務局 " 7月19日 " 8月8日
	八重山警察署	" 2月13日 令和元年5月29日	収用委員会事務局 " 7月25日 " 8月20日

注：1 監査対象機関は、平成31年4月1日現在で表記している。

2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、令和元年7月26日から8月30日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
知事公室	消防学校
総務部	自治研修所
子ども生活福祉部	身体障害者更生相談所 計量検定所
保健医療部	北部食肉衛生検査所
企業局	石川浄水管理事務所 西原浄水管理事務所 水質管理事務所
教育庁	離島児童生徒支援センター 辺土名高等学校 北山高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校 石川高等学校 具志川高等学校 与勝高等学校 読谷高等学校 嘉手納高等学校 球陽高等学校 普天間高等学校 陽明高等学校 首里高等学校 首里東高等学校 真和志高等学校 小禄高等学校 宮古高等学校 伊良部高等学校 北部農林高等学校 南部農林高等学校 美来工科高等学校 浦添工業高等学校 沖縄工業高等学校 宮古工業高等学校 具志川商業高等学校 中部商業高等学校 浦添商業高等学校 南部商業高等学校 名護商工高等学校 島尻特別支援学校 西崎特別支援学校 宮古特別支援学校 八重山特別支援学校 泡瀬特別支援学校 桜野特別支援学校 那覇特別支援学校 森川特別支援学校 やえせ高等支援学校 陽明高等支援学校 与勝緑が丘中学校 球陽中学校
警察本部	豊見城警察署 糸満警察署 与那原警察署 沖縄警察署 うるま警察署 石川警察署 名護警察署 本部警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの	4	栽培漁業センター 中部病院 宮古病院 那覇国際高等学校 (4機関)
切手が必要以上に購入されていたもの	1	看護大学 (1機関)
計	5	(5機関)

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
徴収に努力を要するもの	15	人事課 税務課 管財課 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 環境整備課 保護・援護課 青少年・子ども家庭課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 農政経済課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 情報産業振興課 住宅課 (22機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	病院事業経営課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 宮古病院 八重山病院 (7機関)
調定事務が適正でなかったもの (調定の遅延) (各部局共通)	1	衛生薬務課 水産課 アジア経済戦略課 ものづくり振興課 情報産業振興課 道路街路課 道路管理課 都市計画・モノレール課 建築指導課 教育支援課 (10機関)
調定事務が適正でなかったもの	1	交通政策課 (1機関)
調定事務が適正でなく、収納が遅延していたもの又は収納されていなかったもの	2	地域保健課 宮古土木事務所 (2機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	3	防災危機管理課 南部農林土木事務所 産業政策課 (3機関)
現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	1	那覇県税事務所 (1機関)
計	24	(46機関)

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為の時期が適正でなかったもの（各部局共通）	1	衛生薬務課 観光振興課 技術・建設業課 用地課 総合教育センター 開邦高等学校（6機関）
支払いが遅延していたもの	2	病院事業総務課 開邦高等学校（2機関）
給与が過不足払いとなっていたもの	12	基地対策課 保護・援護課 南部福祉事務所 農業研究センター 南部農業改良普及センター 中小企業支援課 労働政策課 病院事業総務課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 那覇商業高等学校（12機関）
給与の支給事務が適正でなかったもの	2	畜産研究センター 家畜改良センター（2機関）
補助金交付に係る事務が適正でなかったもの	1	道路管理課（1機関）
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	2	東京事務所 中部病院 南部医療センター・こども医療センター（3機関）
支出事務が適正でなかったもの	1	会計課（1機関）
計	21	(27機関)

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの	3	看護大学 農業研究センター名護支所 畜産研究センター（3機関）
入札手続が適正でなかったもの	2	久米島高等学校 美咲特別支援学校（2機関）
契約方法について改善を要するもの	1	中部土木事務所（1機関）
契約事務が適正でなかったもの	7	北部農林水産振興センター 農業研究センター 農業研究センター石垣支所 中小企業支援課 観光振興課 八重山土木事務所 中部病院 （7機関）
契約書を作成していなかったもの	3	水産海洋技術センター石垣支所 美咲特別支援学校 美咲特別支援学校はなさき分校（3機関）
契約書で定める単価と異なる支払いを行っていたもの	1	北部農林水産振興センター（1機関）
計	17	(17機関)

(5) 工事に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
設計変更等の事務が適正でなかったもの	1	南部土木事務所 (1機関)
計	1	(1機関)

(6) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
備品台帳の管理が適正でなかったもの	5	医療政策課 看護大学 畜産研究センター 下水道課 外事課 (5機関)
備品貸与の手続が適正でなかったもの	1	スポーツ振興課 (1機関)
物品の処分手続が適正でなかったもの	1	南部農業改良普及センター (1機関)
基金の管理が適正でなかったもの	1	子育て支援課 (1機関)
財産 (ICカード) の管理が適正でなかったもの	1	東京事務所 (1機関)
生産物台帳が整備されていなかったもの	1	農業研究センター宮古島支所 (1機関)
動物台帳の管理が適正でなかったもの	1	畜産研究センター (1機関)
土地改良財産台帳が整備されていなかったもの	1	宮古農林水産振興センター (1機関)
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	2	水産海洋技術センター 住宅課 (2機関)
計	14	(14機関)

(7) その他

指摘の内容	件数	機関名
証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの	3	財政課 環境再生課 地域保健課 (3機関)
預り金の管理に改善を要するもの	2	病院事業総務課 中部病院 (2機関)
計	5	(5機関)

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	3	動物愛護管理センター 芸術大学 住宅課 （3機関）
事務決裁が適正でなかったもの	1	地域保健課 （1機関）
公印の管理が適正でなかったもの	1	保健医療総務課 地域保健課 （2機関）
許可事務が適正でなかったもの	1	八重山病院 （1機関）
計	6	（7機関）

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部 局 名	財務に関する事項								事務に関する事項	合計		増減
	予算	収入	支出	契約	工事	財産	その他	計		H30	H29	
知事公室		1	1					2		2	3	△ 1
総務部		4	1			1	1	7		7	4	3
企画部		1						1		1	0	1
環境部		1						2	1	3	0	3
子ども生活福祉部		3	2			1		6		6	7	△ 1
保健医療部	1	1		1		2	1	6	2	8	5	3
農林水産部	1	3	4	7		6		21		21	18	3
商工労働部		5	2	1				8		8	7	1
文化観光スポーツ部				1		1		2	1	3	3	0
土木建築部		3	1	2	1	2		9	1	10	11	△ 1
出納事務局			1					1		1	0	1
企業局								0		0	0	0
病院事業局	2	1	6	1				12	1	13	23	△ 10
議会事務局								0		0	0	0
教育庁	1		2	4				7		7	12	△ 5
警察本部						1		1		1	5	△ 4
その他の行政委員会事務局								0		0	0	0
各部局共通		1	1					2		2	4	△ 2
計	H30	5	24	21	17	1	14	5	87	6		93
	H29	0	23	29	23	0	15	7	97	5		102
増減		5	1	△ 8	△ 6	1	△ 1	△ 2	△ 10	1		△ 9

なお、指摘件数の多い部局は、次のとおりとなっている。

- 農林水産部 : 21件 (前年度比 3件増)
- 病院事業局 : 13件 (前年度比 10件減)
- 土木建築部 : 10件 (前年度比 1件減)
- 保健医療部 : 8件 (前年度比 3件増)
- 商工労働部 : 8件 (前年度比 1件増)

第3 監査所見

平成30年度における監査結果において、財務に関する事務等についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部に法令等に基づかない事務処理等が依然として見られた。

今回、保健医療部等において、予算執行伺、支出負担行為書等の決裁等の手続がなされず、組織的意思決定を欠いた不適正な会計処理が行われていた。さらに、管理職員等のチェック体制が機能しなかったため、事業財源である国庫補助金の受入がなされないまま、事業費の支出命令を行っていた。

また、出納機関においては、上記事業について法令等に基づいた十分な審査がなされず、不適正な支出が行われていた。

執行機関及び出納機関においては、管理職員への研修の充実を図る等、内部統制制度の導入に向け取組を強化していただきたい。

職員においては沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）等を遵守し、会計事務を行っていただきたい。

また、管理職員及び出納員等においては、会計事務が法令等に適合しているかの確認及び指導を徹底していただきたい。

これらを踏まえ、各部局等においては、特に次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は34億774万円で、前年度より1億258万円（2.9%）減少している。

特別会計の収入未済額は36億6,129万円で、前年度より7億3,341万円（16.7%）減少している。病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は17億4,920万円で、前年度より1億1,139万円（6.0%）減少している。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要な課題である。収入未済額については、滞納者の実態把握に努め、債権管理マニュアルに沿った適切な債権管理を行うとともに、関係機関等との連携強化を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、引き続きその縮減と発生防止に努めていただき

たい。

(2) 国庫補助金の受入れの遅延等について

自主財源の乏しい本県においては事業実施のための財源として国庫補助金等の受入事務は重要である。しかしながら、調定が著しく遅延したもの、調定等の事務処理が適正でなかったもの、収納が著しく遅延したもの及び収納されていなかったもの等、適正でない事例が多く見られた。国の交付決定後、財務規則等に基づき速やかに調定を行うなど、適正な受入事務に努めていただきたい。

2 支出事務の適正化について

(1) 支出負担行為について

支出負担行為の決議の時期が大幅に遅れていたものや、出納機関への合議を行っていないものが依然として多く見られた。

財務規則では、支出負担行為について第57条で支出負担行為の合議、第58条で支出負担行為の合議の審査、第76条で支出負担行為の確認について定めている。

支出の原因となる契約等を行う職員においては、財務規則等を十分に理解した上で職務を行っていただきたい。

(2) 給与の支出事務について

職員手当について、12件21名で合計2,110,655円（過払額1,574,138円、不足払額536,517円）の過不足払いがあった。

職員手当の支給に当たっては、支給要件の調査、確認を適切に実施していただきたい。

(3) その他の支出事務について

支払が遅延していたものが2件あり、うち1件については延滞税及び不納付加算税が課されており、不経済支出となっていた。

また、資金前渡の請求・精算の遅れから、立替払いをしていたものがあった。

支出事務については、財務規則等に従い適正に行っていただきたい。

3 契約事務の適正化について

予定価格調書を作成していなかったもの、見積書を取っていないなかったもの、履行確認を行っていないなかったもの、契約書を作成していなかったもの等があった。

また、指名競争入札において、入札者が一者の場合は入札そのものが不調となり再度入札を行う必要があるが、入札を行わず随意契約を締結していたものがあつた。

関係法令及び財務規則等の周知を図り、適正な事務処理を行っていただきたい。

4 財産管理の適正化について

備品登録をしていなかったもの、公有財産台帳に登録していなかったもの、物品処分をせず物品を処分していたもの等があつた。県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（昭和47年沖縄県規則第3号）及び財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 調定事務が適正でなかったもの（調定の遅延）

調定が著しく遅延していたものがあった。

- ・保健医療部（衛生薬務課）
- ・農林水産部（水産課）
- ・商工労働部（アジア経済戦略課、ものづくり振興課、情報産業振興課）
- ・土木建築部（道路街路課、道路管理課、都市計画・モノレール課、建築指導課）
- ・教育庁（教育支援課）

[支出]

(1) 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

契約を締結するとき又は交付を決定するときは、支出負担行為の決議が必要であるが、これが大幅に遅れていたもの、出納機関に合議していなかったものがあった。

- ・保健医療部（衛生薬務課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
- ・土木建築部（技術・建設業課、用地課）
- ・教育庁（総合教育センター、開邦高等学校）

【知事公室】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

危険物貯蔵所設置許可の証紙収納事務において、証紙に消印が押されていないものがあった。
(防災危機管理課)

[支出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

被扶養者の所得限度額超過により扶養手当の返納が必要になった職員について、過年度分の返納手続が行われておらず93,750円の過払いとなっていた。

(基地対策課)

【総務部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

ア 県税 (円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成30年度	132,239,762,655	131,067,722,622	130,908,088	1,716,605,406	99.1
平成29年度	128,358,876,878	126,765,609,156	158,050,803	1,932,195,235	98.8
対前年度比	103.0	103.4	82.8	88.8	—

(税務課、各県税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
イ 退職手当返納	14,410,551円	66.6%	0%	(人事課)
ウ 土地貸付料	42,324,455円	5.7%	△5.4%	(管財課)

(2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

徴税吏員が収納した現金について、出納員口座に入金することなく、一定期間金庫で保管している状況が確認された。(那覇県税事務所)

[支 出]

(1) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

交際費の支出において、資金前渡の手続によらず、職員が立替払いをしていた。(東京事務所)

[財 産]

(1) 財産（ＩＣカード）の管理が適正でなかったもの

ＩＣカード乗車券（金額10,143円）の管理が適正でなく、亡失していた。(東京事務所)

[その他]

(1) 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの

請求書の検査年月日及び検査人の氏名を、いわゆる「消せるボールペン」を使用し記載していた。(財政課)

【企画部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 調定事務が適正でなかったもの

社会資本整備総合交付金90,061,000円を受入れているが、調定調書及び国庫支出金請求状況登録票について、決裁を経ていなかった。(交通政策課)

【環境部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
行政代執行に係る求償費用	35,896,791円	100%	352.2%	(環境整備課)

[その他]

(1) 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの

請求書の日付及び検査年月日を、いわゆる「消せるボールペン」を使用し記載していた。(環境再生課)

2 事務に関する事項について

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練が実施されていなかった。

(動物愛護管理センター)

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	180,921,801円	59.3%	11.2%
(保護・援護課、各福祉事務所)			
イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	101,666,351円	47.8%	△10.6%
(青少年・子ども家庭課、各福祉事務所)			
ウ 児童扶養手当返還金	40,036,658円	78.6%	△20.6%
(青少年・子ども家庭課)			

[支出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、育児休業に係る除算期間の取扱いを誤ったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 93,813円の過払い。(保護・援護課)

イ 81,326円の過払い。(南部福祉事務所)

[財産]

(1) 基金の管理が適正でなかったもの

沖縄県安心こども基金の運用から生ずる収益については、一般会計に計上後、基金に編入することとされているが、定期預金の利子266,080円が基金に編入されていなかった。(子育て支援課)

【保健医療部】

1 財務に関する事項

[予算]

(1) 切手が必要以上に購入されていたもの

切手の購入について、年度内に払出予定がないにもかかわらず年度末に289,000円分を購入していたため、不経済な支出となっていた。(看護大学)

[収入]

(1) 調定事務が適正でなく、収納されていなかったもの

平成30年度医療施設運営費等補助金及び平成30年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金において、国への請求事務が適正に行われなかったことから、国庫補助金の全部又は一部、合計7,290,000円が受入れされていなかった。

(地域保健課)

[契約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

大学食堂側擁壁控え壁設置工事（契約額1,987,875円）の契約手続において、予定価格調書を作成していなかった。

(看護大学)

[財産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

ア 航空搬送拠点臨時医療施設備品（取得金額14,040,000円）について、備品台帳に登録していなかった。

(医療政策課)

イ 防犯カメラ設置委託において取得した監視サーバー、屋外用カメラ等（取得価格864,000円）について、備品台帳に登録していなかった。

(看護大学)

[その他]

(1) 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの

特定不妊治療費助成事業補助金請求書の金額及び文書番号等が、いわゆる「消せるボールペン」を使用し記載されていた。

(地域保健課)

2 事務に関する事項について

[事務決裁]

(1) 事務決裁が適正でなかったもの

以下の補助金事務において、予算執行伺、支出負担行為、調定等の決裁及び合議を経ていなかった。

- ・平成30年度医療施設運営費等補助金
- ・平成30年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
- ・平成30年度沖縄県感染症指定医療機関運営費補助金
- ・平成30年度沖縄県新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設・設備整備事業費補助金
- ・平成30年度沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金（地域保健課）

[公印管理]

(1) 公印の管理が適正でなかったもの

以下の補助金事務において、沖縄県公印規程（昭和47年訓令第17号）に基づく公印審査等を経ないまま公印が使用され、文書が作成及び行使されていた。

- ・平成30年度医療施設運営費等補助金
- ・平成30年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
- ・平成30年度沖縄県感染症指定医療機関運営費補助金

- ・平成30年度沖縄県新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設・設備整備事業費補助金
- ・平成30年度沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金
(保健医療総務課、地域保健課)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

自家用電気工作物保安管理業務委託について、執行予定額を超過した額で契約していた。また、随意契約とした根拠が適切でなかった。(栽培漁業センター)

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	317,026,507円	87.4%	△6.4%
			(農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	36,813,969円	75.7%	△2.9%
			(水産課)

(2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

甲種漁港施設の使用料は、沖縄県漁港管理条例(昭和50年条例第33号)に基づき前納しなければならないが、数か月から1年以上経過して納付しているものが多数確認された。(南部農林土木事務所)

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 育児休業を取得した職員の期末手当及び勤勉手当について、除算期間を誤ったため95,601円の過払いとなっていた。(農業研究センター)

イ 再任用職員の期末手当及び勤勉手当について、在職期間の算定を誤ったため、102,592円の不足払いとなっていた。(南部農業改良普及センター)

(2) 給与の支給事務が適正でなかったもの

ア 特殊勤務手当の支給に当たって、特殊勤務実績簿に所属長の決裁を経ないまま手当が支給されていた。(畜産研究センター)

イ 暴風雨時特殊勤務手当の支給に当たって、時間外勤務手当特例実績簿が作成されないまま手当が支給されていた。(家畜改良センター)

[契 約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

ア 沖縄特産果樹のカロテノイド等果実の機能性成分の分析及びその利用のための基礎的特性の解明（契約額2,918,134円）について、予定価格調書の作成が不適切だった。（農業研究センター名護支所）

イ 遺伝子検査手数料について、予定価格調書を作成していなかった。（畜産研究センター）

(2) 契約事務が適正でなかったもの

ア 作業靴（価格合計180,371円）の購入について、2者以上から見積書を徴取せず、1者から見積書により契約者を選定していた。（北部農林水産振興センター）

イ トルコギキョウ強化型パイプハウス工事（契約額6,048,000円）の契約に当たり、再度の入札に付し落札者がいなかったとして随意契約により契約を締結していたが、見積書を徴取していなかった。（農業研究センター）

ウ 生産物（冷凍ピパーチ）の売却（価格45,000円）において、正式な見積書を徴取していなかった。（農業研究センター石垣支所）

(3) 契約書を作成していなかったもの

生産物（ヒレジャコ）の売却（価格325,353円）について、契約書が作成されていなかった。（水産海洋技術センター石垣支所）

(4) 契約書で定める単価と異なる支払を行っていたもの

ガソリン供給単価契約（契約期間：平成30年4月11日～平成31年3月31日）を締結しているが、平成30年7月以降、契約書の定めによらず、異なる単価で支出していた。（北部農林水産振興センター）

[財 産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

購入した測定機器2台（取得金額1,050,300円）について、備品台帳に登録していなかった。（畜産研究センター）

(2) 物品の処分手続が適正でなかったもの

純水製造装置（取得価格1,102,100円）の処分の際、物品管理課長の決裁を受けていなかった。（南部農業改良普及センター）

(3) 生産物台帳が整備されていなかったもの

試験研究のために生じた各生産物について、財務規則第201条に基づく生産物台帳が整備されていなかった。（農業研究センター宮古島支所）

(4) 動物台帳の管理が適正でなかったもの

牛の売却に当たって、動物台帳の登録内容に誤りがあった。また、購入した山羊について、動物台帳に登録していなかった。（畜産研究センター）

(5) 土地改良財産台帳が整備されていなかったもの

福地地区畑地かんがい施設工事（H30-2）（契約額107,136,000円）で整備した土地改良財産について、沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和47年条例第19号）第18条に定める土地改良財産台帳が整備されていなかった。

（宮古農林水産振興センター）

(6) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

管理する土地について、公有財産台帳への登録漏れ及び誤りがあった。

（水産海洋技術センター）

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	2,899,329,429円	75.8%	△19.3%
			(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	33,812,326円	8.2%	0.0%
			(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区			
使用料	5,111,419円	1.4%	0.0%
損害金等諸収入	51,241,033円	31.6%	0.0%
			(企業立地推進課)
エ 沖縄情報通信センター			
使用料	31,267,215円	32.9%	30.8%
雑入（光熱水費）	26,601,478円	23.2%	51.2%
			(情報産業振興課)

(2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

申請書等に貼付された証紙に消印を押したときは、沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年規則第13号）第10条第2項の規定に基づき、証紙収納簿に所定事項を登記しなければならないが、以下の申請については当該登記をしていなかった。

- ・ 高圧ガス製造保安責任者免状交付及び再交付（144件）
 - ・ 高圧ガス販売主任者免状交付及び再交付（98件）
 - ・ 液化石油ガス設備士免状交付及び再交付等（139件）
- （産業政策課）

[支出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 臨時的任用職員の期末手当及び勤勉手当について、在職期間を誤ったため231,635円の不足払いとなっていた。(中小企業支援課)

イ 育児休業を取得した職員の期末手当及び勤勉手当について、除算期間を誤ったため92,753円の過払いとなっていた。(労働政策課)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

沖縄県信用保証協会との沖縄県融資制度損失補償契約において、契約の適用期間が平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなっているが、契約は平成31年1月31日に締結されていた。(中小企業支援課)

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

観光2次交通機能強化事業委託業務(契約額12,009,600円)において、委託先が第三者に委託業務の一部を行わせ対価を支払っていたが、契約書に定める再委託の申請及び承認手続が行われていなかった。(観光振興課)

[財産]

(1) 備品貸与の手続が適正でなかったもの

奥武山総合運動場に係る指定管理について、県が指定管理者に貸与する備品は基本協定書において別紙で示す旨規定しているが、新たに購入し、貸与した20件(取得金額計9,622,800円)の備品は別紙が作成されていなかった。(スポーツ振興課)

2 事務に関する事項

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

3つのキャンパス毎にそれぞれ防火管理者及び消防計画を定め、年一度の消防訓練を行うとしていたが、消防計画に沿った消防訓練を実施していなかった。

また、不備となっている防火設備が、監査時点において修繕されていなかった。

(芸術大学)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	642,847,168円	11.3%	△5.9% (住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	32,014,520円	9.6%	2.9% (住宅課)

(2) 調定事務が適正でなく、収納が遅延していたもの

道路占有料（1件5,536,439円）について、調定の遅れにより沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年条例第21号）で定める期限から10か月以上遅れて収納していた。
（宮古土木事務所）

[支 出]

(1) 補助金交付に係る事務が適正でなかったもの

その他市町村道未買収道路用地取得事業補助金において、14市町村への交付決定（合計60,435,000円）が申請書受理から7か月後に行われていた。（道路管理課）

[契 約]

(1) 契約方法について改善を要するもの

浦添大公園遊具修繕工事（H30-1、H30-2）（契約額計2,808,000円）について、合理的な理由も無く2件に分割し随意契約を締結していた。
（中部土木事務所）

(2) 契約事務が適正でなかったもの

八重山土木事務所管内包括維持管理導入支援業務委託（H30）（契約額11,653,200円）において、2者以上から見積書を徴取せず、1者から見積書により契約業者を選定していた。
（八重山土木事務所）

[工 事]

(1) 設計変更等の事務が適正でなかったもの

県道東風平豊見城線道路改良工事（H29-1工区）において、別路線の掲示板を作成し、設置するための費用347,100円を付帯工として計上していた。
（南部土木事務所）

[財 産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

沖縄県流域下水道事業公営企業システム導入委託事業において取得したサーバーシステム一式（取得価格6,469,200円）について、備品登録がなされていなかった。
（下水道課）

(2) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

宜野湾市に児童館として無償貸付している土地2,013.19㎡について、公有財産台帳への登載が漏れていた。また、未利用地5筆、貸付地4筆については登記簿謄本及び公図が添付されていなかった。
（住宅課）

2 事務に関する事項

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

一部の県営住宅において防火管理者の選任・届出、消防計画の策定・届出及び消防訓練の実施・報告がなされていなかった。
（住宅課）

【出納事務局】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 支出事務が適正でなかったもの

支出負担行為の合議がなかった保健医療部の3件の補助金の執行について、支出命令を受けた際、地方自治法等に定める支出負担行為の審査が適正でなく、不適正な支出を行っていた。(会計課)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

ア 清掃業務委託事業において予算執行伺がなされていなかった。(中部病院)

イ 医業未収金回収業務委託において、執行予定額を超えた支払いを行っていた。(宮古病院)

[収 入]

(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

平成30年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より111,394,773円(6.0パーセント)減少し1,749,200,241円となっているが、依然として多額となっている。(病院事業経営課、各県立病院)

[支 出]

(1) 支払いが遅延していたもの

退職金に係る所得税及び住民税について納付期限を過ぎて支払いを行ったため、延滞税及び不納付加算税(合計159,600円)が生じ、不経済な支出となっていた。(病院事業総務課)

(2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 病気休暇を取得した職員の勤勉手当について、除算期間を誤ったため74,167円の過払いとなっていた。(病院事業総務課)

イ 住居手当の支給に当たって、認定を誤ったため、35,000円の過払いとなっていた。(北部病院)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、職員Aについては204,174円、職員Bについては81,025円の過払いとなっていた。(中部病院)

エ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間及び期間率等を誤ったため、7名の職員に合計653,277円の過払い、2名の職員に合計202,290円の不足払いとなっていた。(南部医療センター・こども医療センター)

(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

研究研修費（学会参加費）の支出において、資金前渡の手続によらず、職員による立替払が行われていた。（中部病院、南部医療センター・こども医療センター）

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

2者以上から見積書を徴取せず、1者から見積書により契約業者を選定したもの、契約の際に見積書を徴取していないものがあった。

- ・新人看護研修必要機器一式（取得金額1,212,840円）
- ・消防施設改修（契約額1,615,593円）
- ・持続緩除式血液浄化装置（取得金額11,404,800円）
- ・SPD業務委託及び物流コンサルティング費用一式（契約額16,329,600円）他
（中部病院）

[その他]

(1) 預り金の管理に改善を要するもの

ア 所得税、住民税、健康保険料、厚生年金保険料及びその他預り金について、不明な残高があるので、残高の内訳等を明らかにして適正に処理する必要がある。
（病院事業総務課）

イ 健康保険料、厚生年金保険料の預り金について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっており、原因を明らかにして適正に処理する必要がある。
（中部病院）

2 事務に関する事項

[使用許可]

(1) 許可事務が適正でなかったもの

沖縄県病院事業局固定資産管理規程（平成18年病院事業局管理規程第20号）では、1年を超える使用許可の決裁者は病院事業局長となっているが、病院内レストラン、床頭台、売店及び自動販売機等について、平成30年10月1日から平成35年（令和5年）3月31日までの4年6か月にわたり民間事業者院長決裁で使用許可を与えていた。
（八重山病院）

【教育庁】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

沖縄県立那覇国際高等学校校舎等保安警備業務委託について、予算執行伺の金額を超えて契約を締結していた。
（那覇国際高等学校）

[支 出]

(1) 支払いが遅延していたもの

事務用品の購入について、債権者を誤って支払ったため、正当債権者への支払いが4か月以上遅延していた。
（開邦高等学校）

(2) 給与が過払いとなっていたもの

勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、69,225円が過払いとなっていた。
(那覇商業高等学校)

[契 約]

(1) 入札手続が適正でなかったもの

ア 久米島高等学校浄化槽保守点検業務において、入札手続を行う必要があるが、随意契約により契約を締結していた。
(久米島高等学校)

イ スクールバス管理・運行業務委託（契約額35,899,200円）の一般競争入札において、入札者が一者のみであったため入札を実施せず、随意契約により契約を締結していた。
(美咲特別支援学校)

(2) 契約書を作成していなかったもの

物品の購入（取得金額20万円以上）について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手続もなされていないものが次のとおりあった。

ア 包丁まな板殺菌庫（取得金額270,000円）及び版画プレス機他（取得金額247,428円）
(美咲特別支援学校)

イ ロッカー（取得金額285,120円）
(美咲特別支援学校はなさき分校)

【警察本部】

1 財務に関する事項

[財 産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

工事請負費において取得したパーソナルコンピュータ他6件（取得価格1,809,108円）について、備品台帳に登録していなかった。
(外事課)

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査の対象

- (1) 監査対象年度 平成30年度
- (2) 監査対象機関 土木建築部 4 機関、農林水産部 3 機関、病院事業局 1 機関
- (3) 監査対象工事等

工事については、土木建築部及び病院事業局は当初請負額5,000万円以上、農林水産部は3,000万円以上のものから25件を抽出し監査対象とした。また、設計委託業務については、土木建築部は当初契約額2,000万円以上、農林水産部は1,000万円以上で、工事が未発注のものから5件を抽出し監査対象とした。

2 監査の実施期間

令和元年6月4日から同年8月1日まで

3 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査は工事の施工及び委託業務が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続は適正であるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。

技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士と共に、工事及び委託業務を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行った。

(2) 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の点に着目し実施した。

- ア 計画及び設計は、適正に行われているか。
- イ 発注前及び発注後の手続は、適正に行われているか。
- ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
- エ 工事の施工は、適正に行われているか。
- オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

4 監査の実施状況

今回は、8機関30工事等を対象として次のとおり監査を実施した。

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	令和元年7月23日 ～7月25日	航空機整備基地新築工事（造成2期及び格納庫建築） 航空機整備基地新築工事（格納庫棟電気） 航空機整備基地新築工事（格納庫棟機械3工区） 沖縄県立具志川職業能力開発校本館建替工事（建築1工区） 沖縄県立具志川職業能力開発校本館建替工事（機械） 沖縄県立具志川職業能力開発校本館建替工事（電気） 病害虫防除技術センターウリミバエ防除施設改修工事 中央家畜保健衛生所新築工事設計業務

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
中部土木事務所	令和元年6月12日 ～6月14日	宜野湾北中城トンネル本体工事（その2） 比謝川河川工事（H29） 喜仲急傾斜地崩壊対策工事（H30） 県道20号線（泡瀬工区）施工検討業務委託（H29）
南部土木事務所	令和元年6月18日 ～6月20日	東風平豊見城線道路改良工事（H29-1工区） 南風原知念線（吉富）災害防除工事（H29-2） 糸満兼城地すべり対策工事（H29） 首里城公園整備工事（H29-1）
宮古土木事務所	令和元年7月2日 ～7月3日	平良下地島空港線乗瀬橋橋梁整備工事（橋面工） 池間大橋補強工事（H29-1）
中部農林土木事務所	令和元年6月11日 ～6月12日	北浜地区海岸整備工事 石川ダム耐震照査業務
南部農林土木事務所	令和元年6月4日 ～6月6日	吉富地区貯水池工事（H29） 糸満漁港（南地区）第5防波堤機能保全工事（H29） 久米島町白瀬1号・2号ため池耐震照査業務
宮古農林水産振興センター	令和元年7月4日 ～7月5日	長中地区排水施設整備工事（H29-1） 博愛漁港（宮国地区）施設改良設計委託業務
病院事業経営課	令和元年7月30日 ～8月1日	新県立八重山病院建設工事（建築1工区） 新県立八重山病院建設工事（建築4工区） 新県立八重山病院建設工事（電気） 新県立八重山病院建設工事（空調） 新県立八重山病院建設工事（衛生）

第2 監査の結果及び所見

平成30年度における各機関の工事等については、おおむね適正に行われていると認められたが、補修等が必要なもの、設計等に改善を要するもの、安全・安心への配慮が必要なものなどが次のとおりあった。

今後とも契約等の事務手続を適正に行うとともに、経済性、効率性、有効性、安全性等に配慮し、法令等に準拠した適正な工事や委託業務の執行に努めていただきたい。

1 補修や追加工事などの対応が必要とされるもの

新県立八重山病院建設工事（空調）において、改善を要するものが次のとおりあった。

- (1) 屋上、機械室等各所で配管・ダクトの目的別種類と流れ方向、バルブの開閉表示がなされていないものがあつた。適正に表示する必要がある。（病院事業経営課）
- (2) 空調機械室で複数の空調機の粗塵フィルターと除塩フィルターを収納しているフィルターセクションの下部より褐色の液体が漏れ出していた。この液体の原因調査と対策の検討が必要である。（病院事業経営課）

2 設計・施工・検査等で改善を要するもの

- (1) 比謝川河川工事（H29）において、当初契約時の設計内容が完成形になっておらず、

変更契約を4回行い、最終の契約変更金額が当初の106.6%増となっていた。今後の設計や発注のあり方について改善する必要がある。
(中部土木事務所)

(2) 南風原知念線(吉富)災害防除工事(H29-2)の設計において、過年度に設置された既設杭や想定すべり面の評価が、過去のデータがないことを理由に適切に行われていなかった。データが無い場合でも既設杭の長さを調査し、その効力を評価することは可能である。今後は安全性はもとより経済性についても考慮した設計を行う必要がある。
(南部土木事務所)

(3) 吉富地区貯水池工事(H29)において、経層探査(鉛直探査)を実施すべきであったがなされていなかった。今後は適正に実施する必要がある。
(南部農林土木事務所)

(4) 新県立八重山病院建設工事(電気、空調、衛生)において、改善を要するものが次のとおりあった。

ア 防火区画処理は補強工事までの写真しかなく、最終の工事写真がなかった。今後は、改修工事等で使用できるよう完成後の写真まで整理する必要がある。
(病院事業経営課)

イ 外国人建設就労者及び外国人技能実習生の記載欄がない施工体制台帳が使用されていた。今後は「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)」に基づき、受託者に対し適正な施工体制台帳を作成するよう指導する必要がある。
(病院事業経営課)

ウ 契約変更に対応した各種書類(施工体制台帳、施工計画書、工程表、労災保険等)の変更が行われていないものがあった。今後は工事に係る関係図書を適切に整備する必要がある。
(病院事業経営課)

3 安全・安心への配慮が必要なもの

(1) 病虫害防除技術センターウリミバエ防除施設改修工事において、特記仕様書で指示した「電気保安技術者」が配置されていなかった。今後は適正に配置する必要がある。
(施設建築課)

(2) 新県立八重山病院建設工事(建築1工区、4工区)において、「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)」第30条第2項に定める「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかった。今後は複数の請負工事を混在・並行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。
(病院事業経営課)